

第二次世界大戦下ドイツでのギムナジウムにおける
日本語講座開設に関する記述
—文化事業としての日本語講座開設の経緯と意義について—

Description of the Opening of Japanese Language Courses at a
Gymnasium in Germany during World War Two:
On the development and the significance of
Japanese courses as a cultural grant

小川 誉子美

OGAWA Yoshimi

キーワード：文化協定・対独文化事業・モデル校・日本語普及・精神文化の浸透

Keywords : Culture pact, Cultural grant toward Germany, Model school,
Spread of Japanese Language, Spread of spiritual culture

Abstract :

During the last stage of World War, Japanese language became one of required subjects at a Gymnasium in Germany. A Japanese took up this post. The class was terminated as a result of the deterioration of the war situation in 7 months, and welcomed and reported as an époque-making event by both countries. Through diplomatic records of the Japanese Foreign Ministry, this paper examines the discussion process, purpose, and reaction of both countries, and discusses the significance of Japanese language classes as cultural grant work toward Germany.

1. はじめに

第二次世界大戦末期の1944年9月、ドイツのベルリン近郊のギムナジウムにおいて日本語講座が開設され、日独文化協定の成果として両国で報じられた。日本の外務省は、1930年代からドイツ各地の日本語講座に対し、対独文化交流事業として、助成支援を行っていた。さらに、1938年に日独文化協定が締結され、相互理解のための知識増進とともに精神文化浸透をはかることを目標にかかげ、文化事業が立案された。事業の実施に関する協議の場として日独連絡協議会が設置された。日本語教育に関しては、ドイツの大学での日本語・日本学講座の開設が日本側から要求され、第二次世界大戦中に、各地の機関に日本語講座が開設された。

ドイツでは、19世紀終わりに、ライプチヒ大学とベルリン大学で日本語教授が開始され、1930年代には、フランクフルト大学、ハンブルグ大学、ボン大学でも行われるようになった。文化協定締結された後、大戦勃発後に、ハイデルベルグ大学(1941年)、マールブルグ大学(1942年)、ミュンヘン大学(1942年)においても日本語講座が開設された。これらの講座は、ドイツ人講師の他、日本人講師も教壇に立ち、在独留学生や日本から派遣された講師らがこれにあたり、日本語日本文化教授機関助成事業として限られた枠の中で助成金が給付されていた(資料9)。そして、大戦下最後の開設機関となったヨアヒムスタール・ギムナジウム(Joachimsthalschen Gymnasium)に日本語が必修科目¹⁾として設置されたのは、ドイツ敗戦8ヶ月前の1944年9月のことであった。

ドイツにおいてそれまで開設されてきた日本語科目は、いずれも大学に開設され、また、随意科目として設置されていた。ギムナジウムに開設されたこと、必修科目の一つとして開設されたこと、また、敗戦の色濃くなった時期に開設されたことは注目に値する。本稿では、ギムナジウムに必修科目として日本語科目が設置された経緯、目的、及び、評価について、一次資料として、電信記録を中心とした日本側の外交資料を用い、資料的に明らかにしていく。

なお、第一次世界大戦後の1920年代から1945年までの日独間の文化領域に関する日独交流史については、ドイツ側の資料をもとにした研究が着手され、成果が報告されているが²⁾、日本側の一次資料をもとにした体系的な研究や文化事業としての日本語教育に関する考察は、ドイツ、日本いずれにおいてもなされていない。

2. ギムナジウムにおける日本語講座

ヨアヒムスタール・ギムナジウムは、ベルリンの北65キロに位置するテンプリンにある全寮制の学校で、全国から募集された国民学校4年間で終了した成績優秀な男子生徒を対象とする9年制の高等中学校であった(篠原1991:138)。この講座を担当したのは篠原正瑛(1912~2001)であった。篠原は上智大学でドイツ哲学を学んだ後、日独交換学生、アレキサンダー・フォン・フンボルト財団の給費生として1941年に渡独し、ベルリン大学、イエナ大学、ケーニヒスベルク(現カーリングラード)大学でカント哲学を学んでいた。1944年8月半ばすぎに、日本語を教える仕事を大使館で紹介された際、当事業の目的については次のように伝えられていたという。

「日独両国がこの戦争に勝った暁には、日本では中学校と高等学校で英語の代わりにドイツ語を必修科目とすること、そしてドイツではギムナジウムで英語の代わりに日本語を必修科目とすること、というのである。しかし戦争中は、とりあえず一校だけをモデル校に選んで、試験的に授業を始めようということが決まった。」(篠原1984:224)

この計画は、当初、リッベントロップ外相が積極的に推進し、日独の外務省が共同で練り上げたものであった。当時、既に、戦禍を逃れ緊急の用事を抱えた邦人以外は³⁾中立国への脱出かドイツ国内の安全な地域への避難を準備し始めていたという時期に(篠原1991:138)に、先行きも不明な計画を試験的に行う事情について、次のような説明がなされたという。

「元来この計画はもっと早く具体化されるはずだったが、いろいろな事情でおくれてしまった。しかし、ドイツ側としては、この期に及んで計画をとりやめることは面子にかけてもできないし、日本側としても、日本語科の先生になってくれる人間が一人もないというのでは、同盟国でありながらいかにもドイツの敗戦を見越したようになるので、はなはだまずいのです。」(篠原1984:227)

篠原が教えたのは、10歳から14歳までの12人で、異なる学年の生徒が机を並べて勉強していた。これは暫定的措置で「全国のギムナジウムで日本語の教育が軌道に乗ったあかつきには、各学年ごとに異なったテキストを使って、それぞれの学力に応じた授業

がおこなわれるはず」(篠原 1984 : 232) であった。テキストは「小学国語読本第一巻」(1932 年文部省発行) をコピーしたものを使用し、授業はドイツ語で行われた。時間数は、火曜日から金曜日までの 10 時から 11 時までであり、週あたり 4 時間の授業であった。生徒の中には、外交官や貿易商、また、日本語の先生になりたいという動機で日本語を勉強している者がいたという。

しかし、開講して半年もたつと、戦況が著しく逼迫し、教職員が国民突撃隊に編入され、日本語科の 14 歳の生徒が国防軍兵士として召集されるなどして、授業は実際 3 月が最後となった。篠原は、ソ連軍の戦闘機が頻繁に飛来しはじめた 4 月下旬テンプリンを脱出し、総領事館のあるハンブルグへ向かう途中、1945 年 5 月 9 日、アメリカ軍のパトロール隊に連行され、シュヴェーリン市の監獄へ送られた。ナチスドイツが連合軍に無条件降伏した日であった。

3. ギムナジウムでの日本語科目設置に関する資料的考察

本節では、日本語科目の設置までの経緯、設置の目的、及び、両国の評価について、資料から明らかにする。

3.1. 設置までの経緯—日独文化連絡協議会での議論

日独文化連絡協議会の議事録(現存する第一回から第五回のもの)をたどり、ギムナジウムでの日本語科目設置に至った経緯を資料的に明らかにする。

日独文化協定に関する外務省声明の中で日独文化連絡協議会の設置がうたわれ、ドイツで実施される文化事業に関しては、ベルリンに設置された日独文化連絡協議会において審議された。第一回協議会は、1940 年 4 月 4 日に開催され、審議の対象となるべき諸問題の一つとして、ギムナジウムにおける日本語科目設置の布石ともとれる次の事柄があげられた。

「教授機関の問題 独逸側トシテハ独逸青少年ノ日本ニ関スル知識欲ヲ増大セシムル為努力スルノ要アリ又日本政府派遣ノ在独留学生ニ対シ講義講演等ニツキ便宜供与方考慮スルコトト然レヘシ」(資料 3)

日本語教育に関しては、第二回協議会(同年 4 月 5 日開催)で次のような議論があった。

「日本側委員ヨリ独逸大学ノ日本講座数少ナキ過クトノ意見出テ独逸側委員ハ講座数増加方考慮スヘキ旨ヲ述ヘ」(資料3)

第三回協議会(同年7月10日開催)においても同様に、日本側から、ドイツの大学における日本語教授機関の数が不十分であることが指摘され、大学における講座開設の要求が日本側から出された。

第四回協議会は、第三回協議会から一年半が過ぎた1942年2月25日に開催された。前回までは大学における日本語講座の開設が要求されてきたが、第四回協議会ではじめて、ギムナジウムでの科目設置の提案が日本側からなされ議論された。日本側が用意した議題のうち、三つは、「三、独逸大学ニ於ケル日本学講座設置ノ件」「四、独逸大学ニ於ケル日本語講座増設ノ件」「五、ギムナジウムニ日本語ヲ選択科目トシテ採用方ノ件」と日本語日本学講座の開設に関するものであった。しかしこの提案に対するドイツ側とのやりとりは、

「(三) 我方ヨリ「ミュンヘン」大学以下五ヶ所に邦人ニ依ル日本学講座ノ設置方提案セルニ対シ独側ハ法規上正式教授トナシ難キモ「ガストプロフェツサー」トシテ招聘シ差支エナシ又其ノ範囲ハ日本学ニ限ラス大東亜経済政治等各方面ノ權威者ヲモ包含セシメ度シト述ヘ但シ戦時中講座ノ設置ハ禁止セラレ居ルヲ以テ戦後相互主義ノ下ニ之ヲ実現シタシト述ヘ(略)」「(四)「イエーナ」大学以下五箇所ニ日本語講座新設方要求セルニ対シ独側ハ戦後右ニ応スヘキ旨述ベ(略)」「(五)「ギムナジウム」ニ日本語ノ選択科目採用方ニ付テハ独側ヨリ課外科目トシテ戦後ヨリ実施スヘキ旨回答アリ」(資料1)

というものであった。日本側が提案した日本語教授機関・日本研究講座の新設案に対し、1942年2月の時点では、ドイツ側は消極的であった。

第五回日独協議会は、第四回協議会から一年半経過した1943年7月8日に開催された。当時日本では学制改革により官立高等学校の3年の課程が2年となり、外国語時間数の削減に伴い、数人の在日独逸人教師の解雇が決まっていた。これに対しドイツ側は次のように異議を唱え、応酬した。

「独逸ニ於テハ将来日本語研究ヲ大ニ強化スル意向ナル処此ノ意図モ日本ニ於ケル独逸語授業ノ減少ニ依リ当然困難トナルベシ」(資料7)

ドイツ側は「大いに強化される予定であった日本語研究の拡充」の実施を、日本におけるドイツ語授業、ドイツ人語学教師職維持の切り札として交渉の場に持ち出したのである。

3.2. ギムナジウムでの日本語講座開設の意義

1941年と1942年に新たに開設された三つの日本語講座をはじめ、それまでの日本語講座はいずれも大学に設置された。以下、ギムナジウムに開設する意義、及び、それに対するドイツ側の見解について、資料から明かにする。

まず、文化協定での規定を確認するにあたり、「国際文化協定概説」（法学協会雑誌所蔵）をたどる。これは、日独文化協定をはじめ、1938年11月から1939年3月に渡って欧州三カ国との間で締結された文化協定のもとになったもので、外務省文化事業部第三課事務官箕輪三郎の作成による。文化協定の範囲については以下のように述べている⁴⁾。

「(四) 語学教授 相互ノ文化的理解ヲ深メルタメ各締約国ガ相互ニ自国国語ヲ相手国教育期間内デ教授セシメルコトトシテキルノハ最近ノ主要文化協定中ニ必ラズ掲記セラレテキルコトデアール。通常大学若ハ高等専門学校ニ於テ教授セラレルガ中等学校ヲ指定シテキルモノモアル。語学教授ハ 其ノ国ノ一般歴史、芸術史、慣習制度等ニ関スル講義ニ伴ハレ又放送、演劇其ノ他ノ手段ヲ通ジテ行ハレ得ルモノトモシテキル。」(資料9)

中学校での日本語講座開設は、文化協定が想定していた範囲内であったことがわかる。次に、具体的に期待する成果について、外務省内の資料として作成された日独文化協定実施要領案をたどる。

「二、各部ノ任務 (一) 日本語普及部門 (イ) 現状 (a) 日本語教授機関ハ甚ダ不完全ナリ (中略) (ロ) 計画実行 (b) 最近高等中学ニ於イテ日本語ヲ随意科目ニ指定スベシトノ意見アル所右実現ノ際ハ之等学校ノ教師トシテ在日独逸人語学教師ヲ採用ソノ補充ニ独逸ニ於ケル日本語研究者ヲ当ツルコト。然ルニ於イテハ日本ニ於ケル独逸人語学教師ヲ適当期間内ニ交替セシメ、又従来大学卒業後就職甚ダ困難ナリシ日本語研究者ニ進路ヲ与ヘルコトナリ、日本語普及ニ大いに貢献スルコトトナルベシ。」(資料8)

高等中学における日本語講座増設の目的は、在日ドイツ語教師の帰国後の職の確保及び、その後任として在独日本語学者らへの渡日の機会提供が可能となり、日本語普及事

業に貢献できるということもあげられていた。また、この時点では、日本側は高等中学に日本語を「随意科目」と明記して、開設を要求していたのである。

一方、ドイツ側は、ギムナジウムに日本語講座を開設する意義を、文化協定が基本とする相互主義という点から理解していたことを示す資料がある。日独文化協定締結六周年記念放送（本稿 3.3.1 で述べる）で演説をした日独協会会長のフェルスターの言葉をたどる。

「一国民が文化的に欲する所、為し得る所を真に知らんとし、その精神的なものの真髓に触れんと欲すれば、その際の最大前提要件は、その国語を知り、理解することであります。ドイツ語は日本に於て予てより習得せられ、既に中等学校の必須科目として採用せられて居るのでありますが、これが当初の目的は、先にも述べました如く日常的の性質のものであり、経済取引上の理解の手段としてでありましたが、然しながらドイツ語の習得は、多くの日本人をしてドイツ的なものの真髓に浸らせ、これに依り多くのドイツ友好日本人を生ずるに至らしめたのであります。我がドイツに於ける日本語の習得は、現在迄の所極く少数の特別に興味を有する人々に限られて行はれ、日本との交渉は、日本人がドイツ語を知って居ることを以て、従ってその文化、精神生活の上に於て、日本人がドイツ語に通じて居れば十分なりと信じられて来たのであります。以上の状態なるが故に、今回特に中等学校の科目に日本語を採入れ、今後多くのドイツ人が日本語の知識を持つことになるのは真に欣快至極であります。」（資料3）

日本では、明治期からドイツは留学先として選ばれ、ドイツの学問や芸術文化が移入され、ドイツ語が重要な外国語とされていた。官立学校入学のためにドイツ語の試験が課せられ、ドイツ語塾の開設も盛んであった。東京ではドイツ語教育機関が多数存在し、中でも独逸学協会学校は初等科を持ち、直接法によるドイツ語教育を行っていた（宮永 1993 : 313）。相互主義を基本とする文化協定のもとでは、日本がギムナジウムに日本語科目設置を要求することは自然なものであり、また、この演説からドイツ側にもその認識があったと推察される。

3.3. 両国の評価

3.3.1. ドイツ側の反応

1944年11月25日、日独文化協定締結六周年を記念する祝賀会⁵⁾が催された。日独文化協定締結を祝う会は、六周年を記念する祝賀会が最初で最後であった。ドイツの文化政策局が行った五つの行事のうち「日本語講座開講式」「日本向け放送」は、ヨアヒムス

タール・ギムナジウムに日本語が必修科目として設置されたことを祝うものであった。

「日独文化協定締結六周年記念放送」と題して行われた日本向け放送は、11月25日午前9時から30分間行われ、日独協会会長のフェルスター海軍大将とハイデルベルグ大学総長シュミットヘンナー教授が演説を行った。フェルスターは、ギムナジウムでの日本語講座開設の目的について、次のように述べた。

「本日の記念日は、我がドイツに在りましてはヨアヒムスターレル・ギムナジウムに於て、曩(さき)に正規の日本語授業を開始致しましたことに依り特に意義深いものとなりました。右中学は必須科目中に日本語を加えたのであり、之に依り従来私共の遺憾と致して居りました日本に対する関係も一段と深みを増したのでありまして、彼我文化関係上一大進歩を示すものであります。

(中略) 然しながら全ドイツの中等学校に日本語科目を採入れますことは、現在に於ては教師の数の不足の為に明かに不可能であります。少なくとも現在の困難なる事態下に先ず端緒を開き、本問題の緊急性を明かならしめる為に、教育大臣は、日本語を必須科目として採用すべきことを定め、これに対しベルリン都内に在るヨアヒムスターレル中学を指定したのであります。」(資料3)

「現在の困難な」時期にあえて、「緊急」に開設した背景は、「全ドイツの中等学校に日本語科目を取り入れる」ための試行であったことをうかがわせるが、実現可能性については積極的に述べていない。

3.3.2. 日本の反応

一方、開講式の模様は、日本では1944年11月27日に各紙で報じられた。

「獨、日本文化に異常な関心—日独文化協定締結六周年記念日に当たる二十五日はベルリンの各新聞紙とも一斉に社説を掲げてその意義を解説してゐるが、この記念日を期してベルリン北方の小都市テンプリンで同地中学校に日本語講座開設式が挙行された。日本側からも大島大使以下多数出席して盛大を極めた。これは、同中学校で全生徒に⁶⁾必修科目として日本語を課するものであって篠原正瑛が講師として授業を担当することになってゐる」(東京新聞)。

「大島大使神風精神を説明—ドイツ政府は日独文化協定締結記念日の11月25日大島大使以下関係者をベルリン高等中学校に招きドイツ側より外務省文化局長ジック博士、ナチ党教育ハイスマ

イヤー氏等多数列席、日独文化親善の盛大な催しを行った。同校は多数の青年に日本語を教授し日独文化交流の第一線に立つべき人物を養成することになってゐる(略)」(朝日新聞)。

一方、1944年12月14日条約局第二課が作成した「文化協定実施状況」の中では、次のように述べる。

「本協定ノ戦時下ニ於ケル重要性ハ益々増大シツツアリ他方独逸ニ於テハ本協定締結後対日関心ハ非常ナル効用ヲ示シ、(中略)独逸政府亦対日知識ノ啓発普及ニ多大ノ努力ヲ傾注シ特ニ日本語ノ研究ヲ奨励シ例ヘバ昭和十九年秋ヨリ新ニ伯林近郊ノ「テンプリン」ニ在ル「ヨアヒムスターラー・ギムナジウム」ニ必修科目トシテ日本語講座ヲ開設セル如キハ其ノ一証左ナリ」(資料9)

外務省でも、ドイツ側の協力に対し、一応の評価を与えている。それまで、日本側の対独文化事業の提案が進展せず、文化協定締結の意義に疑問を呈し焦燥感すら視させる意見が日本側から出ることもあったが、ギムナジウムの件に関しては、「必修科目」という形で実現したことを評価している。

4. 日独文化交流事業における日本語講座開設の位置づけ

「日独文化協定に関する外務省声明」では、次のように述べる。

「本協定はその前文に於て、両国の精神的関係増進のため両国政府が行う協力は、両国の文化の真髓を基調とするものなることを明瞭に認めており、本協定自身は、両国がよってもって行うべき一般的原則を示しているものである。本協定に即応し取り敢えず協議方考慮せらるべき事項は、左のとおりである。

- 第一、 日独文化連絡協議会設置
- 第二、 文化施設の維持、拡充
- 第三、 学校教員の任命
- 第四、 政府派遣留学生に対する、便宜供与
- 第五、 教授、学生交換

第六、 青少年団による交歓

第七、 ドイツにおける日本の学校、および日本におけるドイツの学校に対する好意的措置

第八、 図書雑誌交換

第九、 芸術、文化交流

第十、 映画交換

第十一、 交換放送

第十二、 運動競技などによる交換

声明に基づきベルリンの日本大使館文化部では実施事業として多くの計画案を抱えていた。しかし、そのすべてを実施に移すことは極めて困難であることから、1941年以降は重点主義がとられた。1941年6月19日に東京で開催された第13回日独文化連絡協議会で、岡正雄の助言により、次のような方針が決められた。

「大使館文化部ニ属スル委員会ノ中、一日本語普及部、二教授学生交換部、三日本学講座部最重要ニシテコレラノ部ハ常住的ニ活動セサル可カラセル」(資料8)

つまり、文化協定がめざす日本文化啓発宣伝のための方策として、大学における日本語日本学講座の開設に焦点がしばられていったのである。

「二、各部ノ任務 (一) 日本語普及部門 (イ) 現状 (a) 日本語教授機関ハ甚ダ不完全ナリ (b) ドイツ人執筆者ハ大部分外国語ノ材料ニ抛リ日本紹介ヲ為セルタメ、英仏等ノ対日観ヲ其ノ儘伝エタル疑ヒアリ」

講座開設の背景には、反日的立場から書かれたものが多いと危惧される英語やフランス語等による文献ではなく、日本語の文献に直接あたるのが、望ましい対日観形成に重要だと考えられていたのである。そのために、語学教育の開始時期を早めるというのであれば言語学的にかなったことであろう。外国文化研究に最も重要な言語学的基礎教育の準備期間として、ギムナジウムで言語プログラムが組まれるということは、本格的な外国文化研究の第一歩という点から見ても、重要な取り組みであったと思われる⁷⁾。

5. まとめ

当時、日本が進めていた対外文化事業としての文化宣揚は、日本の外交戦略のための先駆後装として考えられていた⁸⁾。1942年から1943年にかけて日本学会⁹⁾が主催してドイツ各地で行った日本学講座の題目には、「日本民族の尚武的性格」「日本の国家思想」「強国日本の生成」「日本の国家的発展過程」「日本歴史観の根本概念」「日本人の生活に於ける芸術的要素」「日本の日常生活」「武士道」¹⁰⁾などが並ぶ(資料9)。こうした日本の国策にそった天皇制、武士道、国体イデオロギー中心のイメージ作りは、在独の武官や留学生、文部省在外研究員、また、日本語担当講師らによって行われた。一方、日本の精神文化浸透を目的とした文化事業の展開は、ドイツ政府によっても模範的な思想として紹介された(シャウベガー1994: 298)。

本稿では、こうした文化宣揚の一環として行われた日本語科目がギムナジウムに設置されるまでの審議過程をたどり、ギムナジウムに設置する目的、及び、両国の評価を日本側の外交資料から明らかにした。ギムナジウムでの設置は、「国際文化協定概説」によれば想定範囲内であった。また、日独文化協定締結六周年記念行事において両国において大きく取り上げられたが、大学を含めた日本語・日本学講座設置を要求する交渉が難航する中、ようやく実現したという背景があった。また、設置の目的については、本格的な外国文化研究という観点から準備期間として開始時期を早めることのほか、日本から帰国したドイツ語教師や日本語学者の就職先の確保を通じ、日本語普及を推進するという意義があったこと、また、日本におけるドイツ語教育の普及状況から判断し、文化協定が基本とする相互主義という精神の範囲であったことが明らかになった。しかし、戦後、必修外国語科目に日本語を加えるという遠大な構想の試行としての開設であったなら、当時の戦局から見ても、この試験的实施は延期・中止されうる可能性が十分ありえたはずである。日本の新聞でも報じられたように、篠原のクラスには大島浩駐独日本大使やナチス親衛隊中央本部長ハイスマイヤーらが視察に訪れている。ハイスマイヤーは、国家政策教育施設の監督官として将来のナチ指導者の養成と監督を委任された人物の中でも高い地位にあった(ハーシュ 1997: 378)。それまでの交渉から一転して日本側の要求を受諾し、ギムナジウムで日本語を試験的に導入するという政治決定が上層部により下されたわけだが、その段階で、現実には戦後日本語を全ドイツの学校で教えるという計画は、どの程度現実味を帯びていたのだろうか。また、1945年4月には「少年兵」として召集され学校を去っていった日本語科の12名の生徒たちは、その後、生

還し、はたして、日本や日本語と関わるがあったのか、今後更なる調査が必要である。

注

- 1) 日本側の資料では、外交資料、新聞記事、篠原の著作等において「必修」科目と記されているが、ハーシュ (1997) では「選択」科目とされている。日本側の資料では、卒業単位に認定されるものか否かで「必修」科目、「随意」科目という使い分けがされているものと思われる。当ギムナジウムの場合、それまで大学に開設された「随意」科目としての日本語科目とは異なり、卒業単位として認定されるという点で異なる。正確には、フェルスターの演説 (本稿 3.3.1.) にあるように、必修科目中に日本語を加えたものと思われる。
- 2) Eberhard Friese, Herbert Wölm, Gerhard Krebs, Annette Hack, Güther Haasch らの研究がある。
- 3) 当時、滞独中の留学生の中には、独ソ戦開始によりソヴィエト通過ビザの取得が困難となり、日独間の船舶が杜絶するなど帰国の目処が立たず、残留していた日本人がいた。また、彼らの多くは、日系企業の引き上げに伴い、アルバイト先を失い、経済的に困難な時期であった。
- 4) この論文は「帝大安井助教授ノ言ニヨレバ「文化協定」ニ関シ世界ノ如何ナル国際法学者ノ論文ヨリモ纏マリタル研究ナリ」(資料9)と評されていた。
- 5) 日本では、財団法人日独文化協会と日独協会が記念週間として、版画展、音楽会、文芸の集いを11月25日から12月1日までの1週間に行った。
- 6) 学生数は、篠原 (1984) ハーシュ (1997) は12名であったという。正確には、「全生徒」とは、「ギムナジウムの全生徒」ではなく、「日本語を選択した全生徒」のことである。
- 7) グンデルト (ハンブルグ大学日本言語文化学科教授) は、この基礎教育はできれば2年間の日本留学によって補足すべきであると語ったという (ヴォルム 1994:60)。
- 8) 「由来日本ハ軍国的色彩極メテ強キ非文化国ナルカ如キ印象ヲ世界ニ与エ従来等閑視サレタル対外文化事業ノ不振ニ由来スル対日認識不足ノタメ正シキ主張正当ナル国運伸張ヲモ色眼鏡ヲ以テ見ラレタルハ誠ニ遺憾ニシテコノ事実ハ殊ニ今次ノ日支事変ニ対スル世界世論ノ上ニモ強ク表レタルトコロニシテ吾人ハ愈愈帝国外交ノ先驅後装トシテ対外文化事業ノ重要性ヲ痛感シ」(資料9)

- 9) ベルリンに 1926 年に設置されたもので、日本人主事として、鹿子木員信(哲学)、伊東忠太(建築学)、荒木光太郎(経済学)、孫田秀春(法学)、北山淳友(哲学)らがつとめた。
- 10) 「武士道」については、欧州各地で翻訳も出版されており、ドイツ国内でも、写真展や映画会が各地で開催された。篠原も武士道についての講義をギムナジウムの教授陣から依頼されて行ったという。

一次資料

1. JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B0401132700 本邦ニ於ケル文化研究並同事業関係雑件 17. 第四回日独文化連絡協議会(外務省外交資料館)
2. 同 Ref. B04011341600, 本邦各国間文化交換関係雑件/日・独国間ノ部第三卷 6. 文化協定実施(雑)(外務省外交資料館)
3. 同 Ref. B04011341700, 本邦各国間文化交換関係雑件/日・独国間ノ部第三卷 7. 雑件、分割 1(外務省外交資料館)
4. 同 Ref. B04011341800, 本邦各国間文化交換関係雑件/日・独国間ノ部第三卷 7. 雑件、分割 2(外務省外交資料館)
5. 同 Ref. B04011354500 在外本邦留学生及研究員関係雑件第二卷 3. 独逸国(1) 一般(外務省外交資料館)
6. 同 Ref. B04012388100 各国ニ於ケル協会及文化団体関係雑件/独国ノ部 10. 伯林ニ於ケル日独連絡協議会関係(2) 第四回(外務省外交資料館)
7. 同 Ref. B04012388200 各国ニ於ケル協会及文化団体関係雑件/独国ノ部 10. 伯林ニ於ケル日独連絡協議会関係(3) 第五回(外務省外交資料館)
8. 同 Ref. B04012427700 本邦ニ於ケル協会及文化団体関係雑件/日独文化連絡協議会関係第二卷 14. 同十三回会合関係(外務省外交資料館)
9. 同 Ref. B04013433400 文化協定締結に関する雑件(外務省外交資料館)

資料を引用する際、上記 1. ～9. の番号を用いた。また、固有名詞の表記や仮名遣いは原文どおりとし、旧字体はすべて新字体にあらためた。

参考文献

ヴォルム, ヘルベルト(1994)「ナチスの時代の日本学研究」『ベルリン日独センター報告集』第 12 号 pp. 59～62

- 外務省 (1994) 『外務省執務報告欧亜局第三卷、昭和十五年、十六年』 クレス出版
- 篠原正瑛 (1984) 『ドイツにヒトラーがいたとき』 誠文堂新光社
- シャウベガー, デトレフ (1994) 「独日文化交流」 『ドイツ・日本問題研究Ⅱ』 第 88 冊 関
大学経済政治研究所 pp. 297~303
- 日本電報通信社 (1939) 『独逸大観』 日本電報通信社出版
- ハーシュ, ギュンター (1997) 「教育における東京とベルリンの交流」 『東京・ベルリン
19 世紀~20 世紀における両都市の関係』 ベルリン日独センター pp. 375~388
- フリーゼ, エーノハルト (1994) 「30 年代と 40 年代の文化事業に関する考証」 『ベルリ
ン日独センター報告集』 第 12 号 pp. 55~58
- (1997) 「我々には精神文化の交流が必要だ」 『東京・ベルリン 19 世紀~20 世紀にお
ける両都市の関係』 ベルリン日独センター pp. 233~244
- ボアマン, マルティン記録 篠原正瑛訳 (1991) 『ヒトラーの遺言』 原書房
- 宮永孝 (1993) 『日独文化人物交流史 ドイツ語事始め』 三修社

(横浜国立大学)